

I 契約の基本的なことから【契約概要】

1. この組合は、消費生活協同組合法(生協法)の規定に基づき設立され、厚生労働省の認可を受けた法人で、定款、事業規約等の規則により適正に運営されています。

2. 共済金は、交通災害に遭い、7日間以上入・通院された方にお支払いいたします。

対象となる交通災害は、日本国内の一般の交通の用に供する道路等で次に掲げる交通乗用具によって加入者が死亡又は負傷を受けたときに共済金を支払います。

したがって、公園等一般の交通の用に供しない場所は除きます。

交通乗用具は以下のとおりです。

(1)自動車(ローラー等作業専用の特殊自動車は除きます)、原動機付自転車、自転車、耕運機、トロリーバス、身体障害者用車いす(身体障害者手帳<肢体>所持者が利用中のものに限りです。)

(2)汽車、気動車、電車、モノレール、ケーブルカー(空中ケーブルを含みます。)

(3)航空機、船舶(いずれも旅客用をいい、漁船及び櫓、櫓のみで漕ぐ船は除きます。)

3. 保障内容は以下のとおりです。

(1)治療した期間に応じて共済金1口当り1万7千円から20万円をお支払します。

(2)なお、通院実日数や入院日数により共済金が変わります。

(3)交通事故を直接の原因として、365日以内に死亡又は重度障害の1・2級(身体障害者福祉法にいう)になった場合の保障は1口当り最高額120万円です。

交通災害を受けたとき、すでに存在した身体障害や疾病の影響により、交通災害と因果関係がないときは、その影響がなかった場合に相当する共済金を支払います。

4. 組合員となるため、新規加入世帯のみ1世帯につき1口100円の出資金が必要です。また、次の契約時に100円の増資(加入時出資金を含め500円を限度)をお願いしています。なお、脱退された場合、払込済出資金は請求にもとづき返金します。

5. 共済掛金は、1口500円で3口まで加入できます。

6. 共済期間は、表面記載のとおりです。

7. 加入資格は、北九州市、中間市、遠賀郡、行橋市及び京都郡にお住まいの方です。

地域外にお住まいの就学中の学生の方は、上記の市町内にお住まいの家族と一緒に申し込めば加入できます。(卒業後に地域外で就職された場合は加入できませんのでご注意ください。)

※勤務先が上記の市町内にある方は、本人に限り加入できます。

8. 共済掛金と出資金は、自治会担当者に契約書兼領収書と引き替えでお渡しく下さい。

9. 解約返戻金及び満期金はありません。加入にあたっては充分にご検討ください。

10. 交通災害共済契約のために取得した個人情報(契約の締結、維持管理及び業務統計等共済事業の円滑な運用のために利用します。)

Ⅱ 特に注意いただきたいことから【注意喚起情報】

1. クーリング・オフはありません。加入にあたっては充分にご検討ください。
2. 北九州市、中間市、遠賀郡、行橋市及び京都郡内であれば、転居しても引き続き契約いただけます。
3. 共済金をお支払できない、おもな災害は以下のとおりです。
 - (1)共済契約者又は共済金受取人の故意又は重大な過失によって生じた災害
 - (2)専用軌道敷地内に立ち入り生じた災害
 - (3)警報機又は遮断機が作動している踏切での災害
 - (4)制限速度を時速 30 キロメートル超えて生じた災害
 - (5)共同危険行為による災害
 - (6)無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転による災害（知り得る状況の同乗者も含まれます。）
 - (7)遊戯及びモータースポーツ用の乗用具による災害
 - (8)歩行者の単独転倒等による災害
 - (9)地震天災による災害
4. 共済契約者は、いつでも、共済契約を解除することができます。
5. 共済金の減額となる災害は、以下のとおりです。
 - (1)運転者の法令に反する行為や単独災害
 - (2)歩行者が、無理な道路横断をするなど、本人の過失による災害
 - (3)警察に届け出をしていない災害
6. 時効は事故当日から 3 年です。早めにご請求ください。
7. 共済金を請求できる人は、原則として本人もしくは同居の家族です。
本人が単身世帯で死亡の場合は、民法の規定によります。

8. 共済金の請求に必要な書類は、以下のとおりです。

- (1)交通災害共済契約書兼領収書（事故当時のもの）
 - (2)交通事故証明書
 - (3)医師の診断書（下記の内容が明記されたものに限ります。）
 - ①傷病名
 - ②入院期間
 - ③通院期間及び実日数
 - ④病院名及び医師名の押印のあるもの
 - (4)運転者の災害は免許証
 - (5)その他特に当組合が必要とする書類
 - (6)請求者の本人確認ができるもの及び印かん
 - (7)振込先の金融機関がわかるもの
- ※(1)~(4)までの書類は、コピーでも可。

9. 共済金の請求先は、交通共済事務局又は各区役所総務企画課広報広聴係です。

各区役所に請求分は原則 30 日以内に銀行口座に振込もしくは現金書留でのお支払いとなります。その場合手数料等は、請求者の負担となります。また、死亡・重度障害は調査や照会等を確認する為支払が遅れることがあります。(90日~180日)

7日間以上の入通院により下記の等級を決定しています。従って、入院、通院を別々にお支払いしていません。

等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
治療期間	7~29	30~89	90~179	180	重度障害	
	日間	日間	日間	日以上	2級	1級
通院のみ	1.7	2.3	3.0	3.8	110	120
	万円	万円	万円	万円	万円	万円
入院日数	15日以上入院がある場合					
15~29日	2.5	2.8	3.5	4.3		
30~59日		4.0	4.5	5.0		
60~89日		5.0	5.5	6.0		
90~119日			7.0	8.0		
120~149日			8.5	9.5		
150~179日			11.0	12.0		
180~239日				14.0		
240~299日				17.0		
300日以上				20.0		

<注1>治療期間のうち、通院実日数が少ない場合、該当共済金が変わることがあります。

<注2>1・2等級は交通事故を直接の原因として365日以内に死亡又は、重度障害（身体障害者福祉法による1級及び2級）になったとき。

不明な点がございましたらご遠慮なく交通共済事務局までお問い合わせください。

電話 093(663)1113